

令和5年度 第1回吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者
選定委員会議事要録

- 1 日時
令和6年2月20日（火）午前10時から11時
- 2 場所
吹田市立市民公益活動センター 会議室1
- 3 出席者
稲田委員、江淵委員、河内委員、平山委員、伊原委員
- 4 公開・非公開
非公開
- 5 次第
 - (1) 委員長及び副委員長の選任
 - (2) 諮問
 - (3) モニタリング・評価の進め方
 - (4) ヒアリング
 - (5) その他
- 6 議事録

事務局 ただいまより、令和5年度第1回吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。選定委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本選定委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

本日は選定委員5名全員の出席がございますので、吹田市立市民公益活動センター条例施行規則第25条第2項の規定により、本選定委員会が成立していることをご報告いたします。また、本選定委員会は、吹田市情報公開条例第28条第2号及び第3号の規定に基づき、非公開とします。

なお、委員名簿は本市ホームページ等で公表させていただきます。また、議事録の要約を公表いたしますが、委員のお名前は匿名となります。

それでは、机上に配付しております委嘱状をご確認ください。委嘱期間は、本日の諮問から答申をいただくまでとなっており、諮問内容は、市民公益活動センターの指定管理者による管理運営業務に関し、第三者の立場で、モニタリング・評価を行っていただくものです。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

(委員あいさつ)

次に、事務局職員をご紹介させていただきます。

(事務局あいさつ)

続きまして、次第1「委員長及び副委員長の選任」についてですが、規則では、両名の選任は互選となっております。どなたか立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

委員 前回と同様の委員長・副委員長にお願いするのがよいと思います。

事務局 それでは前回の選定委員会と同様、A委員に委員長を、B委員に副委員長をお願いすることにご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし

事務局 ご異議がないようですので、そのようにいたします。
ここで、お手数ですが委員長、副委員長には座席をお移りいただきたいと思
います。

(座席移動)

それでは、委員長、副委員長より一言ごあいさつをいただきます。

委員長 あいさつ
副委員長

事務局 ありがとうございます。
ここからの進行につきましては、委員長にお願いいたします。

委員長 それでは、進行を代わらせていただきます。
次第2「諮問」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明)

委員長 次第3「モニタリング・評価の進め方」について、事務局の説明を受けま
す。

事務局 (資料説明)

委員長 説明が終わりました。進め方について、確認しておきたいことがございま
したら発言願います。

委員 (発言なし)

委員長 なければ委員会を休憩し、指定管理者に入室いただきます。
 (指定管理者 入室)

委員長 委員会を再開します。
 次第4「ヒアリング」を行います。
 委員のご質問を受けることとします。

委員 事業運営についてお伺いします。コロナを経て一時期はかなり参加者も少なく運営も大変だったと思いますけれども、現在の利用件数、利用人数の戻り具合などについて、いかがでしょうか。

指定管理者 コロナ禍の中では臨時休館の対応や会議室の利用人数も半数以下に制限をかけましたので、一時は本当に減った状態でしたが、去年から5類に移行して、基本的に館の利用も通常通り戻しております。会議室の利用件数自体は、コロナ禍前の状態に戻りつつありますが、予約なしで使っていただけるスペースなどは、なかなか戻りにくい状況が続いています。例えば学生向けに自習スペースの設置をしていますが、コロナ禍前に比べると利用がすごく少ないです。この千里ニュータウンプラザ2階のエントランススペースなどもそうで、館全体、昔来ていた利用層が、一時使えなくなってしまったことによって、使える場所ではないという認識が広まってしまったのかなと認識しています。

委員 利用状況の総計で言うと6万2、3千人いたのが現在4万4、5千人になっていますので戻りつつありますが、そこをもう1回戻していくところに課題があるという現状認識ですよね。もう1点これは仕方ないことかもしれないんですが、以前活動されていた団体が、この期間を経て、高齢を迎えてその団体が消滅していくこともあったのではないかと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

指定管理者 利用率で言うと平日日中の方が高いので、必然的にシニア層の利用が多いです。コロナの期間中に体が弱って、80、90歳を超えていらっしゃる方とかで解散せざるをえない状況という団体がありました。ただ、もともと高齢だったところもあるので、コロナがきっかけなのか、必然的に年齢を重ねる中で結果そうなったのかは難しいところです。

委員 残念ではありますが、やはり世代が変わって、新しい参加者を促していくことが課題というところでしょうか。

指定管理者　そうですね。一方で市に届け出をしている市民公益活動団体の件数は決して減っているわけではないので、新しい団体もこのコロナ禍で立ち上がっています。

委員　　自主事業の状況について現在の状況はいかがでしょう。

指定管理者　コロナ禍で自主事業としてオンラインでの活動サポートを始めております。当初はウェブカメラとか、オンライン会議で使うものの貸し出しにニーズがあったんですが、最近はオンラインとハイブリッドで併用する団体など自分たちで環境を整えているので、そういう機器を貸し出して欲しいというニーズは少なくなっています。

委員　　自主事業について資料の 55、56 ページですけれども、やっぱり一番大きなところは、オンラインの支援が大きいですか。それとも、例えば法律相談も自主事業で書かれていると思うのですが、その辺どういうウエイトになっていますか。

指定管理者　法律相談は定期的に毎月 2 回、弁護士会さんと連携していますが、それに関してはそんなにウエイトとしては大きくないと思います。

委員　　あと市民公益活動の促進のスタンスで L I N E スタンプを出されているということで、その辺の状況はいかがですか。

指定管理者　L I N E スタンプ、第 2 弾をやりたいと思っているのですが、売り上げが 1000 円以上になれば、L I N E の方から支払いを受けられるのですけれども、今多分 1000 円を超えたぐらいかなと。1 個の単価がすごく安いので 300 円ぐらいで買っても、いろいろ引かれて、数十円とかのレベルなので、収益性は見込めないかと思っています。

委員　　今のスタンプがすごく気になります。職員のみなさんで作られて、市民の方へのサービスという側面が大きい印象を受けました。

指定管理者　本当は無料で使える形でリリースできればと思うのですが、手続きが難しくできていないです。サポーターやボランティアさんもいろいろ関わってくださっている方がいらっしゃるので、ラコルタの宣伝というか、イメージアップも含めてしていきたいなと思っていますところ。

委員　　公式 L I N E の登録者数が増えて、有料版にしたということですが、今登録者数はどれぐらいですか。

指定管理者 200 ちょっとです。有料がひと月 200 通以上なので、それを超えるタイミングで有料にしました。

委員 大体定例は月 1 でこういう事業がありますという配信と聞いていますが、そういうのも全部事務員の方がされているのですか。

指定管理者 担当職員をつけています。ただ有料プランにしてからは月 1 回に限定せず、まめに送るように意識しています。

委員 自分のところにスタンプがきたら、こんなものがあるのかと、認知度アップという意味ではすごい効果があると思っています。かわいいキャラクターがありますので。あと使用者の立場としては、Wi-Fi が使えるようになって本当にありがたいです。自分たちでテザリングしたりしていましたから。最初の頃は切れたりしていたのが、今は全然そういうことがなく安定して使えているので感謝しています。

委員 2022 年の決算書と 2023 年度の事業予算書 57 ページを見ているんですが、収入合計では微増という形で、内容としましては自主事業収益がちょっと下がっています。受託事業収益が増えた内訳を教えてください。

指定管理者 特に際立ったところはなく、年度によって事業にだいぶ動きがありますので、どうしてもばらつきが出ています。例えば、印刷製本費などですと、冊子を発行する年としない年があるので、それだけで 30 万とか大幅な違いが出てしまいます。そういう動きだとご理解いただければと思います。

委員 いろいろプリンターのインクジェットを純正品から安価なものに変えられるなど経費の縮減に努められていますが、賃借料が 2022 年度予算額 67 万 8000 円で、2023 年度は 1 万円に減った要因はなんでしょう。

指定管理者 機器の再リースの場合、1 ヶ月か 2 ヶ月分で 1 年間機器が借りられますので、そのコスト削減です。リースは基本 5 年で、印刷機とか、コピー機について組んでいますが、最近は機械自体がいいので 6 年目から再リースにして年間の賃借料を下げています。

委員 人件費についても微増と思うのですけれども、今後はいかがですか。

指定管理者 やっぱ優秀な人材があっこそ、こういうセンターが運営できますので、人件費をできるだけ削らずに優秀な人材を採用するという方針です。今後も

微増ということで考えております。

委員 経費のところに関連して、謝金の方がかなり減っている感じです。必要な謝金が払われているのかという観点についてはいかがでしょうか。

指定管理者 指定管理者の応募書類にも書かせていただきましたが、能力の高い職員を採用し育てることで、外部講師ではなく職員が講師として講座を運営することでコストが減っています。講座自体の数が減ったわけではありません。職員の給料を少し上げてでも謝金を減らすという発想とご理解いただければと思います。

委員 外部委託せずに賄えるものですか、内部の方だけで。

指定管理者 どうしても専門性の高い講師に関してはやっぱり外部から招聘しますが、そういう講師の講座を私たち職員が聞くことによって理解を深め、次は自分達でというような循環にも使わせていただいております。

委員 こういう内部の方でされると、講師料がどういう配分にされているかわかりませんが、そのことが、職員の方の満足度の向上に繋がっているという理解でよろしいでしょうか。

指定管理者 職員も自分自身が専門の方と同じような講座ができるということは、非常に自分自身の能力が高まったという意識に繋がります。それを実感として講座で使うことができるので、職員としての満足度は非常に上がってきますし、次を目指すという、またそこで循環が生まれますので、最も良い方法かなと思っております。

委員 講座を聞いたり以外に何か職員の方が資格を取ったりとか、外部のセミナーを受けたりとかへのサポートみたいなのはされておりますか。

指定管理者 ボランティアコーディネーション検定があるんですけども、この施設の運営自体、市民の方と一緒にやっていくのが指定管理を受ける中でのコンセプトでもあるので、そういう意味でもボランティアコーディネーションという観点は事業をやるにしても、施設管理を行うにしても非常に重要と思っていますので、職員には受けていただくようにしています。あとは個々の能力に応じて、こういう専門性を磨いたほうが良いというときは、そういう講座や研修を受けていただいております。

委員 省エネ省資源の配慮などについてはいかがでしょうか。

指定管理者 基本的なことです。裏紙の使用や、使用している紙とかインキについても省エネ対応のものを使ってという最低限できることはしています。省エネ省資源については、ある程度のところまでできてしまっていて、それ以上のことができなくなってしまうので、やれることはすべてさせていただいております。

委員 コロナ禍でオンラインをすごく上手に活用されていた印象がありますが、2022年度の報告書を見せていただくと、対面もかなり戻ってきていると思います。対面は対面の良さがあると思うので、できるだけ対面という方針にされているのか。基本的にはハイブリッドでやろうとされているのか、あと今録画して後日視聴みたいな方法をとる場合もあると思うのですけれども、そういうのも使っておられるのかとか、そういった点、教えていただけますか。

指定管理者 対面にはこだわりたいと思っています。一時、オンラインでも受講できる環境を整えていました。例えばボランティアの初歩講座、これは職員が講師をしています。ハイブリッドで参加できる環境を整えて、コロナ禍でうまく回っていたんですが、ある時期からオンラインで申し込まれていても、結構キャンセルが多かったり、途中でいなくなってしまうとか、その辺の難しさがあったりします。インターネットで得られるものと同じものを提供してもあまり意味がないかなと思っています。そういう意味で対面、リアルで得られる体験とか価値みたいなものを追求していきたいと思っています。人材育成の講座でeNカレッジすいたをやっておりますが、2022年度の対面でやった時は、できるだけここに集まって、講座もそうですがいろんな活動の現場とかフィールドワークに出かけて、オンラインでは得られないもの、行ってそこで見て感じたりとかっていうものを、市民の方に提供できるものにしたいと意識してプログラムを組んだりしております。

委員 後日視聴ってやっておられるのですか、この講座って。

指定管理者 権利問題とかもあったりするのでできるものでできないものもあるので、コロナ禍の時はやっていたものもありましたが、今はそこまでやってはいません。

委員 法人化講座をやっておられますけれども、昔と違って今は公益的な活動をしたいと思ったときに、一般社団法人とか、あと労働者協同組合法ができるなど、選択肢が広がっていると思います。ここでやっておられる法人化講座は、基本NPO法人ですか、他の法人格も合わせてなんでしょうか。

指定管理者 開設時はNPO法人に特化していましたが、法人格の選択肢も広がっているので、基本的には非営利事業を行う上で適した法人を選べるようにという形で説明しています。講座に来られる皆さんは、それぞれ違う思いとか、事業を考えられていますので、できるだけ聞き出すようにして、適した法人格でというお話をさせていただいています。例えば収益事業が中心だったらこの方が適するのではないかと、かなり個別のお話をしています。最近是一般社団でも非営利型を使えば、NPO法人とほぼ変わらない形で運営ができますので、割とNPO法人でという方が少ないのかなと思います。

委員 2022年度に調査事業をされていて、5年ごとの定点調査の実施年と思うのですが、調査の結果を踏まえた事業展開というのは今年度あったのでしょうか。

指定管理者 コロナ禍で今、孤独孤立が非常に注目されていて、4月から法律も施行されます。我々も臨時休館とかで通常通りの運営ができなかった時に、市民活動団体さん自体も活動、人との繋がりができない状況に追い込まれて、人との繋がりとか、居場所に市民公益活動の社会的な価値があるのではないかと、団体向けの調査でもそれに関連した項目を入れました。その辺り実際に活動されている団体さん自身も、そういったところを意識して活動されているのがほとんどでした。そういった意味で、居場所づくりなどに着目をした事業展開をしていきたいと思っていまして、特にこの2023年度については地域公共人材育成のための連続講座とかも、居場所づくりに特化したテーマで実施しております。

委員 最近NPOでもパワハラの問題とか、NPOならではの、創業者がいつまでも力を持っていたりとか、そういった問題もあるのかなと思っていまして、市民ネットすいたさんでは研修もすごく充実してやられていると思うのですが、外部主催の研修に参加するのも含めて、やっておられる研修とか、あと支援されている団体さん向けにそういった何か研修とかの計画があったりするのですか。

指定管理者 特にその辺りはあまり意識する場面がなかったので、今、そうおっしゃっていただいて、そういうのも必要なのかなと感じたのですが、今のところそういう計画を立ててはおりませんでした。また検討してみたいと思います。

委員 市民ネットすいたさんの中でも、今は特にそういった視点での研修はやっておられないということですか。

指定管理者 私たちの団体内の研修ではありませんけれども、大阪ボランティア協会さ

んとかが研修をされていることは、情報として存じておりますので、必要なタイミングで、まず職員の方がそれらの研修を受け、現状をわかった上で対策をしっかり認識し、状況に合わせて、相談の受け方とか、ニーズを拾っていかうと思っています。

委員 2022年度の市民公益活動のためのきき方講座、これは相談支援みたいな感じのものですか。

指定管理者 傾聴の聴くであったり、意見を出してもらいやすいような聞き方をしたりだとかです。

委員 参加者が結構多いですね。関心ある方が多いんですね。

指定管理者 ここにいらっしゃる方を待つだけではなく、現場に出向いて、状況をお聞かせいただきながら、団体に必要な支援を、日々ブラッシュアップしていく姿勢でありますので、団体さんにヒアリングすることとか、ニュースレターの取材なんかの時に、しっかりとお話をまず聞く。その基本的な姿勢というか技術というか、そういうものを知りたいと思ひまして、実施しました。日頃から北摂全域でこういうセンターを運営している中間支援組織同士の交流というのがありますので、外部にも働きかけながら、中間支援の人材育成の観点も含めて取り組みをしております。

委員 これも内部講師ですか。

指定管理者 ほぼそうです。

委員 長くされていらっしゃるので、あまりないかもしれないのですが、具体的に苦情とかはありましたでしょうか。

指定管理者 施設の運営において、苦情は特になくやれていると思います。この間の変化で言いますと、全市的に会議室の予約システム、インターネットで予約ができるようなシステムに、市の方が導入をしてうちの施設も入れておりますけれども、やはりシニア層の方が多いのでパソコン、端末を使ってという操作なので、その辺懸念していたところがあったのですが、なるべくスムーズに導入できるように説明会を事前にしたり、導入後もアンケートをとったりして丁寧に行いましたので。というかうちが導入したわけではないので、苦情をうちに言われても困るところではあるのですが。

委員 アンケートはどのような形で取られているのでしょうか。

指定管理者 講座とかイベントを実施した時には、参加者の方になるべくアンケートを取るようになっています。基本的にはフォーマットを変えずに同じものを使うことで、一定その傾向も見られるようにとやっております。利用者の方については、会議室とかのご利用後には必ず利用チェック表をいただいて、そこにご意見を書いていただいたり、年4回利用者懇談会をやっておりますので、そこで何かご利用にあたってご意見ないですかとお聞きするようになっていますので、定期的にはコミュニケーションが取れていると思っております。

委員 利用者懇談会というお話があって、資料で言うと70ページですけれども、参加された方の属性というか、どういうふうに使われているのか教えていただけますか。

指定管理者 利用者懇談会については、基本的に募集をかけて申し込んでいただくような形にしています。事務スペースを借りている8団体に関しては、日常のご利用いただくという上で、一緒にこのセンターの運営についても考えていただきたいということで、参加のお願いをしています。よく会議室をご利用いただく団体さんとか、奥の方にロッカーとかメールBOXの貸しスペースもあるのですが、そういったご利用の方にお声掛けをして、ご参加いただいている状況です。

委員 何か新しいニーズが出てきたということはありませんか。

指定管理者 いろいろご意見いただきます。最近でしたら、よく相談会みたいな事業に取り組んでおられる団体さんがいらっしゃるのですけれども、その団体さんからのご提案で、一つのテーマに沿って相談会をするのですけれども、お話聞いていると色々な相談の中に複合的な要素が含まれたりするので、なんかそういう相談事業に取り組んでおられるような団体さんが一堂に集まって、皆で相談会をやれば、何かお互いに相談者とシェアというか、市民の方にとっても、間口を広げていいんじゃないかというお話をいただいたりしてありましたので、その辺りうちの事業とも絡めながら実現できたらいいなと思ったりはしております。

委員 あとは利用促進のところで、おすそわけマーケットそれから市民ギャラリーの参加状況について具体的に教えてください。

指定管理者 おすそわけマーケットについては、実施してからずっと好評ですが、6階まで上がってきてというところで、何か仕掛けが必要かなと思っております。おすそわけマーケット、ギャラリーにしてもそうですけれども、普段ご来館い

ただかない方々に足を運んでもらうきっかけづくりになっていると思います。ギャラリーの方に関しても、最近は団体さんのPRの場として使っていただけるようお声がけしていますので、今までは文化的な作品発表が多かったのですが、ここ最近はその団体さんの取り組んでおられる活動のPRの場として、活用していただく形もとっています。

委員 おすそわけマーケットは、とりあえず上がってこないとまだ何があるのかわからないというような感じですよ。

指定管理者 そうですね、ポスターだけ1階の方とか外のバスロータリー側に掲示したりしています。

委員 増えてくるとそれはそれで悩みの種で、置くスペースとかそういったものも出てくるかと思えますし、またそれがネットとかで出てくると、今のご時世なのでこんなものがあるなっていうことでこっちに来館する可能性もあるかと思えますけどその辺はいかがお考えですか。

指定管理者 おっしゃるように増えてくると、管理が結構大変で、実は倉庫になおしているものもあるのですが、やっぱり回転させないと溜まってしまうので、その辺りは難しいかなと。職員もあまりそこに手を取られると、本来と違ってくるところもあるので、うまくいいバランスで回ればと思います。

委員 残したままというのも大変なのかなと思います。無料でそういう形の交換、おすそわけっていう形で行われるのはメルカリのような営利的なものとは違うよさがあると思いますので、また改善を期待します。

指定管理者 おすそわけを利用される方は固定の方が多くて、ルーティーンでやっている方が多いかなと。それはそれで非常に大事なことではないのかなと思います。1日に何回も来られる方とかもいらっしゃいます。

委員 専門相談で、税務会計の需要は、例えば月何件ぐらいとかですか。

指定管理者 当初は割とありましたが、最近は事業の相談の中で会計の相談が出てきたり、全然別の相談をする中でこれは会計の相談なのかというような相談に繋がったりという形になっています。もともとは定期的に何ヶ月かに1回必ず税理士の方に来ていただいて、相談日を設けていましたが、申し込みがなかったりするので個別の対応をしております。今年度はインボイス制度に特化した相談会を実施しましたが、税務関係とかどこまで相談ニーズがあるかが難しいと思います。

委員 有資格者の選定っていうのはどういった感じですか。

指定管理者 税理士の方については商工会議所さんに当初ご紹介をいただいてということにしておりましたので、今もまだその流れのままです。

委員 謝金というのは大体こういう資格者にお支払いする分ですか。

指定管理者 そうです。

委員 障害者の対応で、障害者差別解消法で義務化されることを受けての研修もされていらっしゃるところで、実際はどういう形ですか。まずそういう方がお越しになられるのかという点と、お越しになられた際、義務化という形の配慮が必要というところについて何か取り組みがあれば教えてください。

指定管理者 基本的には合理的配慮については、当事者の方から申し出があれば対応しております。例えば手話通訳の派遣を希望される方がいらっしゃれば、こちらの方で手配しております。障害を持った方からのご相談は知的や精神であったり、様々ですが、そういった方からのご相談をお受けするに当たって、インクルーシブボランティアの観点で、対応する必要があるかと思っております。この間ずっと大阪ボランティア協会さんがやっておられる研修会等も職員が参加をさせていただいていますが、もう少し高めていきたいと思っています。

委員長 他になければ、質疑応答を終わります。

指定管理者はここで退出していただきます。ありがとうございました。

(指定管理者 退出)

それではお手元の資料や質疑応答で確認いただいた内容をもとに、各委員で「資料2 第三者モニタリング・評価シート」を記入いただきますが、事務局から何かございますか。

事務局 本日午前中に提出可能な委員は、委員会終了後、ご提出ください。後日に提出される委員は、恐れ入りますが、一週間後の2月27日(火)までに、電子メールまたは郵送でご提出ください。

委員長 説明のとおりです。それでは最後に、事務局より、今後のスケジュール等についての説明をお願いいたします。

事務局 次回第2回の委員会は、3月12日(火)午後1時から、場所は同じで市

民公益活動センター会議室1でございます。開催通知は改めてお送りいたします。

委員長

説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

それではこれで、第1回吹田市立市民公益活動センター指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。